ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

| 地方団体の種類 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 市町村 | 算式<br>$(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.009} + (0.5 \times E) \times 0.664$<br>0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［略］ |

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

| 地方団体の種類 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|
| 都道府県 | 算式<br>$(B \times \underline{3,162.051}) / A$<br>算式の符号<br>［略］<br>B　当該都道府県において定員管理調査によって令和６年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値 |

［７～９　略］

10　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の三第八項の規定によって分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第七項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

**第十九条の十四の四**　［略］

［２～５　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

| 地方団体の種類 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|
| ［同上］ | ［同左］ |
| 市町村 | 算式<br>$(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.010} + (0.5 \times E) \times 0.664$<br>0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>［同左］ |

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

| 地方団体の種類 | 算式及び算式の符号 |
|---|---|
| 都道府県 | 算式<br>$(B \times \underline{3127.179}) / A$<br>算式の符号<br>［同左］<br>B　当該都道府県において定員管理調査によって令和５年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値 |

［７～９　同上］

10　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の三第八項の規定によって分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

**第十九条の十四の四**　［同上］

［２～５　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、